



関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編及び風水害対策編） の改訂（最終案）について

令和2年1月23日

広域防災局

関西防災・減災プランの地震・津波災害対策編（平成29年11月改訂）及び風水害対策編（平成26年6月策定）について、9月21日の連合委員会で報告した「中間改訂案」に対するパブリックコメント（10/24～11/12）、「関西広域防災計画策定委員会」（12/13、委員長：河田 恵昭 人と防災未来センター長）等での意見を踏まえ、下記のとおり改訂する。

記

1 パブリックコメント、計画策定委員会意見等を踏まえた中間案からの主な修正点

区分	項目	意見	対応案
パブリックコメント	共通	停電対策として、「電力事業者と自治体の広域的な連携」について、プランにしっかり明記してほしい。	風水害対策編に、電気・ガス・通信事業者との連携による被害状況・復旧情報の収集、必要に応じた復旧支援を追記 (風水害編 P82, 94) また、地震・津波災害対策編の応急対応期が「レシヨマップ」にも同趣旨を追記 (地震・津波編 P80, 81)
	風水害	直近の台風災害では、車避難途上での車中死が問題となったので、避難時に気をつける点を記載してはどうか。	住民の避難行動に関する参考として、「車の使用に起因する危険性」を追記 (風水害編 P52)
計画策定委員会	風水害	平成30年台風第21号や令和元年台風第15号でも風の被害が大きかった。暴風対策を記載するべきではないか。	新たに「その他の対策（暴風対策）」を項立てし、暴風によるライフライン障害の早期復旧に向けた事業者との情報共有、連携・協力体制の構築や、暴風に備えた住民等への呼びかけを追記 (風水害編 P42)

2 主な改訂内容 別添1のとおり

3 新旧対照表

(1) 地震・津波災害対策編 別添2のとおり

(2) 風水害対策編 別添3のとおり

4 今後の改訂スケジュール（案）

令和2年	1月23日	広域連合委員会（最終案協議）
	2月15日	広域連合議会全員協議会（最終案報告）
	3月1日	広域連合議会（議案提出）

【参考】パブリックコメントの実施結果

- 1 意見募集期間 令和元年10月24日（木）～11月12日（火） 20日間

- 2 意見提出者数 地震・津波災害対策編 7件
風水害対策編 7件

- 3 前頁1以外の意見 ※プラン中間案の修正不要（すでに対応済等）
 - ・ 最大規模の災害を想定した地震・津波対策を進めてほしい。
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報発信時の対応は、被害想定府県との連携を重視すべき。
 - ・ 災害対応は住民の意識も重要。「自助・共助・公助」の理念をより周知すべき。
 - ・ 河川管理者は、バックウォーター対策について早急に調査し、すぐに対策にかかるべき。

1. 改訂の基本的な考え方

- (1)被災府県等が実施した、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨等の検証結果等の反映
- (2)現行プラン策定後の法(災害対策基本法、水防法等)や防災基本計画等の改正内容の反映
- (3)広域連合の広域防災にかかる取組の成果等を踏まえた内容の充実

2. 共通の主な改訂内容

(1) 関係機関との連携

① 被災市区町村応援職員確保システム(総務省)の創設等を踏まえた関係機関との連携

- ・ 平時から広域応援制度の調整主体である総務省、全国知事会等と連携 [追記: 【地】II-1-(4) p.18、【水】II-1-(7) p.26]
- ・ 広域連合による従前からの被災地応援と、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム(H30)」による応援との調整 [追記: 【地】III-2-4 p.63 【水】III-3-(3) p.76]

② ボランティア活動の推進

- ・ 構成団体は平時から社会福祉協議会、NPO、中間支援組織等と活動調整・情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進 (R元防災基本計画修正) [修正: 【地】II-1-(8)-③ p.22、III-2-7 p.72 【水】II-1-(9)-② p.27]

③ 構成府県による災害時保健医療体制の整備

- ・ 被災地において、急性期から慢性期への移行を円滑に進めるため、災害医療コーディネーターの養成を推進 (R元防災基本計画修正) [追記: 【地】II-3-(1)-⑥ p.27 【水】II-2-(9) p.32]
- ・ 災害拠点病院をはじめとする医療機関における業務継続計画(BCP)等の作成を促進するとともに、災害拠点病院間の連携体制の強化を支援 [追記: 【地】II-3-(1)-⑥ p.27 【水】II-2-(9) p.32]
- ・ 災害時の保健医療活動の総合調整を進めるため、保健医療調整本部を整備 (H30防災基本計画修正) [追記: 【地】II-3-(1)-⑦ p.27 【水】II-2-(10) p.32~33]

④ 構成団体による災害廃棄物対策の推進

- ・ 民間事業者も含む広域連携・協力体制の構築と災害時の廃棄物処理能力の強化 (H27廃棄物処理法及びH27災害対策基本法改正) [修正: 【地】II-3-(1)-⑪ p.29、III-2-9 p.75 【水】II-2-(11) p.33、III-3-(21) p.82]

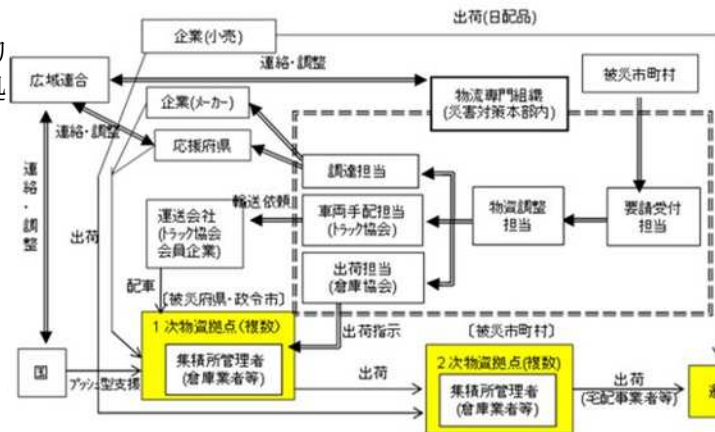
(2) 関西広域連合の取組成果の反映

① 緊急物資円滑供給システムの推進

- ・ 「緊急物資円滑供給システム」、「関西災害時物資供給協議会」、「基幹的物資拠点(0次拠点)」など広域連合が推進する取組を反映 [修正: 【地】II-3-(1)-③ p.25、【水】II-2-(4)-①、② p.29~30]

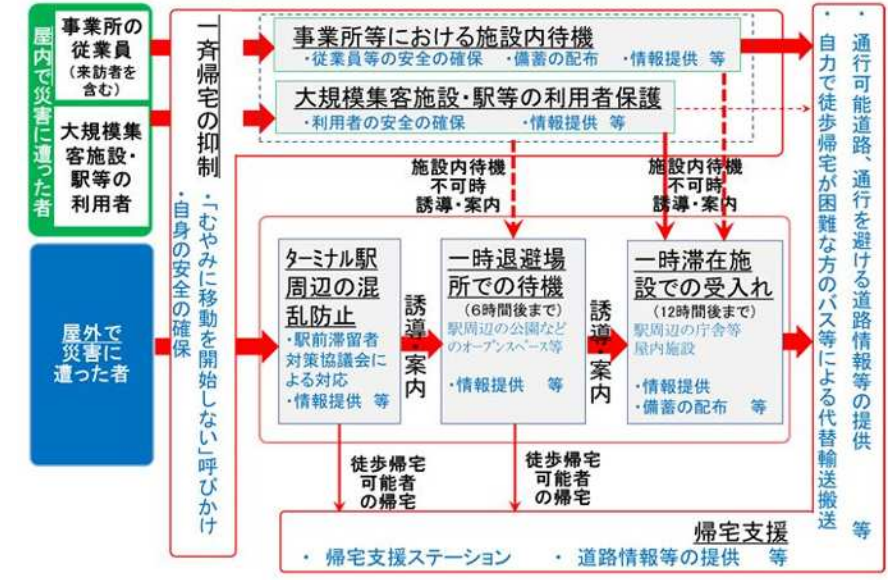
【ポイント】

- ・ 被災自治体の災害対策本部事務局内に、民間のノウハウを活用した物流専門組織を設置
- ・ チェックリストにより業務を定型化、円滑に進行管理
- ・ 物資拠点は、物流事業者等に運営を委託
- ・ 避難所までの配送は、宅配業者等に委託



② 『関西広域帰宅困難者対策ガイドライン』の策定

- ・ 一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺の混乱防止、帰宅支援・情報提供等 広域連合が推進する取組を反映[修正: 【地】II-3-(1)-⑨ p.28、III-2-8 p.73]
- ・ 発災時間帯別にとるべき行動、施設内待機等について企業等の計画に盛り込むことを促進 [修正: 【地】II-3-(1)-⑨ p.28、III-2-8 p.73]



3. 地震・津波災害対策編の主な改訂内容

(1) 南海トラフ地震対策に関する記載内容の充実

① 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

- ・ 同時発生の対応を基本としながら、時間差発生の対応についても『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン』(平成31年3月内閣府)を踏まえ、広域連合の対応を整理 [追記: III-1-(4)-② p.45]

発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
	半割れケース		一部割れケース	ゆっくりすべり
異常現象	巨大地震警戒対応 (一週間)		巨大地震注意対応 (一週間)	巨大地震注意対応 (すべりが収まったと評価されるまで)
求められる対応	・ 事前避難対象地域の住民は避難 ・ 高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難 等 ※ 一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。		・ 日頃からの地震への備えを再確認 ・ 必要に応じて自主的に避難 等	・ 日頃からの地震への備えを再確認 等
広域連合の対応	・ 後発地震に備えた広域応援・受援体制の構築 ・ 事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援 ・ 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ		・ 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	

② 防災基盤施設の整備促進

- ・ 構成団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震防災上重要な施設等の整備を行うとともに、最大クラスの津波に備えてハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の津波防災地域づくりを推進 [追記: II-3-(7)-① p.33]

※ 【地】は地震・津波災害対策編、【水】は風水害対策編を示す。
 ※ 下線部は、中間案からの変更箇所を示す。

4 風水害対策編の主な改訂内容

(1) 住民避難の実効性の向上

① 構成団体による住民主体の防災対策の強化

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分の逃げるタイミングを決めておくこと等の周知 (H31避難勧告等に関するガイドライン改定) [追記：Ⅱ-4-(3) p. 51、Ⅱ-5-(1) p. 60]
- 防災と福祉の連携による高齢者・障害者等の避難行動に対する理解促進 (R元防災基本計画等修正) [修正：Ⅱ-5-(1) p. 60]
- 避難訓練と合わせた防災教育の推進による地域防災力の向上 (R元防災基本計画修正) [修正：Ⅱ-5-(1) p. 60]

[避難のタイミングを明確化]

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報(出来る範囲で発表)	指定河川洪水予報
警戒レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	警報 危険度分布等

② 警戒レベルの運用

- 住民が情報の意味を直感的に理解できるよう避難情報、防災気象情報を住民のとるべき行動に対応させて5段階で提供 (H31避難勧告等に関するガイドライン改定) [追記：Ⅱ-4-(3)-③ p.53]

③ 避難勧告等の発令基準・範囲の設定・改善

- 市町村は、住民の効果的な避難につながるよう具体的な基準・範囲を設定。構成府県は、市町村の避難勧告等の発令を支援するため情報提供 (H29防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-4-(3)-④ p. 55]

[避難勧告等の具体的な発令基準・範囲を市町村が設定する際の留意点]

	発令基準	発令対象区域
洪水等	水位情報、施設情報、台風情報、洪水警報等により具体的に発令基準を設定	細分化しすぎることなく、洪水等により命を脅かす恐れのある範囲を予め具体的に設定
土砂災害	土砂災害警戒情報発表時には直ちに避難勧告発令を基本に発令基準を設定	土砂災害に関するメッシュ情報と合わせた土砂災害警戒区域を予め具体的に設定
高潮災害	高潮警報等発表時には直ちに避難勧告等発令を基本に具体的な発令基準を設定	規模別の予想最高潮位に応じて想定避難区域が特定できるよう予め具体的に設定

[情報提供内容]

- 洪水規模・決壊地点別の浸水想定区域情報
- 土砂災害警戒情報を補足する情報
- 規模別高潮浸水想定区域情報 [追記：Ⅱ-4-(3)-④ p. 55]

④ 地下街・要配慮者利用施設等の所有者・管理者等による防災体制の整備

- ビルの管理者等と連携した地下街の避難確保・浸水防止計画の作成 (H27水防法改正) [追記：Ⅱ-5-(3)-① p. 63]
- 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画策定及び避難訓練実施の義務化 (H29水防法及びH29土砂災害防止法改正) [追記：Ⅱ-5-(3)-② p. 63]

(2) 事前防災の推進

① 最大規模の降雨・高潮を想定した対策

- 洪水の浸水想定区域を想定しうる最大規模の降雨を前提とした区域に拡充 (H27水防法改正) [修正：Ⅱ-3-(2)-① p. 36、Ⅱ-4-(2) p. 50]
- 構成団体は内水及び高潮についても想定しうる最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域を指定・公表。市町村はハザードマップを作成・改訂 (H27水防法改正) [修正：Ⅱ-3-(2) p. 38・42、Ⅱ-4-(2) p. 50]
- 構成府県は、洪水予報河川等以外の河川について、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を推進。構成府県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績の活用等により市町村へ浸水想定情報を提供 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」及びH29防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-3-(2)-① p. 36]

② 事前対応計画(タイムライン)の策定

- 構成団体は、関係機関と連携し、大規模な高潮災害等の発生に備えた広域避難などのタイムラインを策定 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」) [修正：Ⅱ-2-(6) p. 30~31、Ⅲ-2-(3) p. 74]

③ 企業防災の推進

- 構成団体は、中小企業等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会議所等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を促進 (R元防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-1-(9)-③ p. 28 【地】Ⅱ-1-(8)-② p. 21]

(3) 関係機関との連携強化

① 大規模氾濫減災協議会との連携

- 広域連合及び構成府県は、洪水予報河川等ごとに組織する大規模氾濫減災協議会と連携し、多様な関係機関の参画による洪水被害の軽減を総括的・一体的に推進 (H29水防法改正) [追記：Ⅱ-1-(4) p. 24、Ⅱ-2-(5)(6) p. 30~31、Ⅱ-5-(1)-③ p. 60]

② 構成団体による民間と連携した浸水対策の推進

- 民間事業者等との災害時の施設維持修繕協定の締結 (H27下水道法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 38]
- 浸水被害対策区域における民間雨水貯留施設を活用した浸水被害の軽減 (H27下水道法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 38]
- 水防管理者による浸水被害軽減地区の指定促進 (H29水防法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 36]

(4) 風水害に強い地域づくりの取組

構成府県又は構成団体は、近年の施設能力を上回る自然災害の発生に対応して、人命を守るために必要なハード・ソフト対策を実施 [追記：Ⅱ-3-(2) p. 35~42]

河川 (p. 35)	治山 (p. 39)	土砂災害 (p. 39)	その他の対策 (暴風対策) (p. 42)
<ul style="list-style-type: none"> バックウォーター現象等により水位上昇のリスクがある本川と支川の合流部等での堤防の強化や排水能力の増強 (国交省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」) 人命被害リスクの高い区域での樹木伐採、河道掘削等の保全対策の推進 (国交省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」) ダム容量や放流能力の増強、下流河川の改修等とこれらを踏まえた操作規則の変更等によるダムの洪水調節機能の強化 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」) 	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱な地質地帯における山腹崩壊や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策の推進 (R元防災基本計画修正) 住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検の実施 (R元防災基本計画修正) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において透過型砂防堰堤の整備 (H30防災基本計画修正) 土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において砂防堰堤及び遊砂地等の整備 (R元防災基本計画修正) 代替性のない避難所及び避難路等や被災した場合に重大な影響を与えるインフラを保全する砂防堰堤等の整備 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との情報共有、復旧作業の迅速化に向けた協力・連携体制の構築 (R元年台風第15号等を踏まえた対応) 住民等に対する暴風に備えた対策の呼びかけ (R元年台風第15号等を踏まえた対応)

(5) 防災気象情報の改善

雨の降り方が局地化・集中化・迅速化している新たなステージに対応して、気象庁が防災気象情報を改善

① 警報の危険度分布の整備 (H29)

- 災害発生との相関が高い指数を用いて危険度を5段階表示したメッシュ情報の提供。また、5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化 [追記：Ⅱ-4-(1)-④ p. 49]

② 大雨特別警報の精度向上 (H29)

- 危険度分布を活用して市町村単位での発表に改善 [追記：Ⅱ-4-(1)-⑤ p. 50]

ページ	現	改訂案（主なもの）																														
9	<p>I 被害想定等</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定 ○各府県による被害想定（略） ＜津波の想定＞</p> <table border="1" data-bbox="295 1081 502 2105"> <thead> <tr> <th>府県名 (最高津波水位市町村名)</th> <th>津波到達時間 (※1)</th> <th>最高津波水位 (T.P.m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府 (大阪市住之江区) (※2)</td> <td>110分</td> <td>5.1m</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 (南あわじ市)</td> <td>44分</td> <td>8.1m</td> </tr> <tr> <td>和歌山県 (すさみ町)</td> <td>3分</td> <td>19m</td> </tr> <tr> <td>徳島県 (美波町) (※3)</td> <td>10分</td> <td>20.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの 変化が生じるまでの時間 ※2 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分（最高津波水位3.8_{（注）}m） ※3 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達す る場所は異なる。</p>	府県名 (最高津波水位市町村名)	津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)	大阪府 (大阪市住之江区) (※2)	110分	5.1m	兵庫県 (南あわじ市)	44分	8.1m	和歌山県 (すさみ町)	3分	19m	徳島県 (美波町) (※3)	10分	20.9m	<p>I 被害想定等</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定 ○各府県による被害想定（略） ＜津波の想定＞</p> <table border="1" data-bbox="295 60 502 1081"> <thead> <tr> <th>府県名 (最高津波水位市町村名)</th> <th>津波到達時間 (※1)</th> <th>最高津波水位 (T.P.m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府 (大阪市住之江区) (※2)</td> <td>110分</td> <td>5.1m</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 (南あわじ市)</td> <td>44分</td> <td>8.1m</td> </tr> <tr> <td>和歌山県 (すさみ町)</td> <td>3分</td> <td>19m</td> </tr> <tr> <td>徳島県 (美波町) (※3)</td> <td>10分</td> <td>20.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 津波想定条件は、各府県独自のものによる。 ※2 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの 変化が生じるまでの時間 ※3 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分（最高津波水位3.8m） ※4 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達す る場所は異なる。 ※5 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性 もある。</p>	府県名 (最高津波水位市町村名)	津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)	大阪府 (大阪市住之江区) (※2)	110分	5.1m	兵庫県 (南あわじ市)	44分	8.1m	和歌山県 (すさみ町)	3分	19m	徳島県 (美波町) (※3)	10分	20.9m
府県名 (最高津波水位市町村名)	津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)																														
大阪府 (大阪市住之江区) (※2)	110分	5.1m																														
兵庫県 (南あわじ市)	44分	8.1m																														
和歌山県 (すさみ町)	3分	19m																														
徳島県 (美波町) (※3)	10分	20.9m																														
府県名 (最高津波水位市町村名)	津波到達時間 (※1)	最高津波水位 (T.P.m)																														
大阪府 (大阪市住之江区) (※2)	110分	5.1m																														
兵庫県 (南あわじ市)	44分	8.1m																														
和歌山県 (すさみ町)	3分	19m																														
徳島県 (美波町) (※3)	10分	20.9m																														
7	<p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p>	<p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p>																														
18	<p>(4) 広域応援制度の調整主体との連携</p> <p>阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県におけ る災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年 4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市 長会行動計画」が、平成30年3月には、総務省により全国一元的な応援職員 派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されるな ど、カウンタート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されて いる。</p> <p>広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施する ため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長 会とは、構成政令市を通じて連携する。</p>	<p>(4) 広域応援制度の調整主体との連携</p> <p>阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県におけ る災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年 4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市 長会行動計画」が、平成30年3月には、総務省により全国一元的な応援職員 派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されるな ど、カウンタート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されて いる。</p> <p>広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施する ため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長 会とは、構成政令市を通じて連携する。</p>																														
20	<p>(5) 市町村との連携</p> <p>被災地の災害対応業務では、避難所の開設・運営に続いて、被害認定、罹 災証明書発行、被災者台帳の作成、応急仮設住宅の建設等、被害者の生活 再建支援が主要な業務となる。</p> <p>これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連 携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携</p>	<p>(5) 市町村との連携</p> <p>被災地の災害対応業務では、避難所の開設・運営に続いて、被害認定、罹 災証明書発行、被災者台帳の作成、応急仮設住宅の建設等、被害者の生活 再建支援が主要な業務となる。</p> <p>これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連 携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携</p>																														

ページ	現 行	改訂案（主なもの）
21	<p>(6) 企業・ボランティア等との連携</p>	<p>をしておく。 <u>〔被災市町村への応援要請の規定整備〕</u> <u>都道府県が他の都道府県に対し、管内の被災市町村への応援を求めること</u>や、<u>応援を求められた都道府県が地域内の市町村に被災市町村の応援を求めること</u>については、<u>東日本大震災後の平成24年6月に改正された災害対策基本法</u>では、<u>内閣総理大臣を介した応援の要求の場合以外</u>は規定が設けられていなかったが、平成30年6月の災害対策基本法改正では<u>都道府県が直接他の都道府県に応援を求める場合にも規定整備が行われた。</u></p>
22	<p>(6) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>② 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携</p> <p>大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらの社会福祉協議会、ボランティア・NPO などの連携体制を確立する。</p>	<p>(8) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>② 企業防災の推進</p> <p>構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、<u>商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u> <u>広域連合は、各構成団体と連携し、企業等のBCP の策定を支援する。</u></p> <p>③ 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携</p> <p>大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらの社会福祉協議会、ボランティア・NPO、中間支援組織との連携体制を確立するとともに、<u>平常時の登録、災害時の活動調整、被災者ニーズ等の情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>また、構成団体は、市町村がNPOや社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知でききるよう支援に努める。</u></p>
25	<p>2 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>イ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</p> <p>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</p> <p>広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）及び山城総合運動公園（京都府）を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」の作成を検討する。</p>	<p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>イ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</p> <p>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</p> <p>広域連合は、三木総合防災公園（兵庫県）を0次拠点の候補地としていてるが、<u>実際の設定にあたっては、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」に基づき実施する。</u> <u>広域連合及び各構成団体は、関西広域域応援訓練等により0次拠点の設</u></p>

ページ	現 行	改訂案(主なもの)
27	<p>広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</p>	<p>⑥ <u>医療提供体制の整備</u></p> <p>ア <u>救急医療提供体制の整備</u></p> <p>構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等の整備に努める。また、被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等の確保・供給体制を整備する。</p> <p>広域連合及び構成府県は、被災地においてDMAT活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。</p> <p>広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。</p> <p>広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>
28	<p>⑥ <u>帰宅困難者支援体制の整備</u></p> <p>広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、</p>	<p>イ <u>医療機関における災害対応体制の整備</u></p> <p>構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画(BCP)の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。</p> <p>また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。</p> <p>⑦ <u>保健医療活動体制の整備</u></p> <p>ア <u>保健医療調整本部体制の整備</u></p> <p>構成府県は、災害時の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部の体制を整備する。</p> <p>また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHETA(災害時健康危機管理支援チーム)の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。</p> <p>イ <u>避難所等における保健医療提供体制の整備</u></p> <p>構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。</p>
	<p>⑨ <u>帰宅困難者支援体制の整備</u></p> <p>大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になっ</p>	

改訂案(主なもの)	現 行
<p>た住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブールが発生する可能性がある。 広域連合では、これらのトラブールを未然に防ぐため、構成団体及び連携場 と連携して、一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場 所・一時滞在施設の確保、帰宅支援、帰宅困難者等への情報提供等の体制整 備に努める。</p> <p>ア 一斉帰宅の抑制 広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、災害時における一斉帰 宅の抑制などの周知・呼びかけを行うとともに、企業等が発災時待機帯別で 取るべき行動、施設内待機等を盛り込んだ計画策定や、施設内待機のため の備蓄整備等が進むよう働きかけを。また、災害時には、速やかな情報発 信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。</p> <p>イ ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保 市町村は、「駅前滞留者対策協議会」を設置・運営し、ターミナル駅周 辺等の混乱防止に向けた取組を推進するとともに、一時退避場所及び一時 滞在施設の確保に努める。</p> <p>ウ 帰宅支援 広域連合は、広域的に営業するチェーン店、企業、団体等と協定を締結 し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、発災時、徒歩 帰宅者にステーションの開設状況を周知する。 構成団体は、徒歩帰宅ルートの沿道自治体及び事業所と連携し、当該道 路を活用した徒歩帰宅訓練を実施する。</p> <p>エ 帰宅困難者等への情報提供 広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して 的確に情報提供が行えるよう、情報提供体制の構築に努める。 また、構成団体は、防災部門にとどまらず、観光部門、国際部門と連携 し、訪日外国人を含む観光客への支援体制を構築する。</p>	<p>帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を 図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p> <p>ア 基本方針 帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火 災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・ 救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもある ことから、広域連合は、構成団体及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者 の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を 周知徹底する。 また、助ける側として可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進 するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるよう、コンビニエンス ストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。 さらに鉄道の代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよ う、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。 なお、具体的に対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者 及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成する など、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>イ 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の 運行状況を関係機関で情報共有する仕組みを確立するとともに、府県民 にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。</p> <p>ウ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して災害時に帰宅困難者を支援 するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通 行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進 し、帰宅困難者支援体制を充実する。 また、構成団体及び連携県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが 利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。</p> <p>エ 支援情報等の提供方針の検討 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して災害時帰宅支援ステーション などの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイ トなどを活用して府県民に対し、提供する仕組みについて検討を進める。</p> <p>オ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 災害発生直後、企業等では、従業員等がむやみやみに移動を開始して二次災 害が発生することを防止するため、従業員等を留めおくことなどを行う必 要がある。 このため、広域連合は構成団体及び連携県と連携して、以下のことにつ いて普及啓発を行う。 ・ むやみに移動を開始することとは避ける ・ 徒歩帰宅に必要装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確</p>

ページ	現 行	改訂案 (主なもの)
33	<p> 力 事業所等への要請 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。 また、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、協定の締結を検討する。 </p> <p> キ 観光客等への支援 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と共に、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。 また、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するたため、広域連合は構成団体及び連携県と連携し、ホテル・旅館業者及び旅行会社との間で協定を締結するなど連携体制の整備に努める。 さらに、外国人観光客に適切な情報を提供するため、広域連合は構成団体、及び連携県と連携し、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアの協力を得る仕組みの構築に努める。 </p>	<p> ① 災害廃棄物処理対策 構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第252条の14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。 市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。 </p> <p> (7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ① 防災基盤施設の整備促進 ア 地震防災上重要な施設等の整備 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において、これまで5次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。 構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山 </p>

ページ	現 行	改訂案 (主なもの)																
34	<p>が推進されてきた。平成28年度からは、第5次計画の策定が進められている。</p> <p>構成団体は、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第5次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。</p> <p>○ 津波被害を軽減するための対策について (地震・津波に強いまちづくり) (中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より)</p> <p><input type="checkbox"/> 多重防護と施設整備 津波による浸水被害を軽減し、避難のためのロードタイムを長くするた め、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラ の活用による二線堤を整備する。</p>	<p>施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防 災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。</p> <p>イ 津波防災地域づくりの推進 構成団体は、最大クラスの津波に対して住民等の生命を守ることを最 優先として、海岸保全施設等の整備、内陸部での浸水を防止する津波防 護施設の整備、土地の嵩上げ、避難場所等の整備等に加え、警戒避難体 制の整備、土地利用・建築制限等、ハード・ソフトの施策を組み合わせ た多重防護の地域づくりを進める。</p> <p>(防災基盤整備事業の体系)</p> <table border="1" data-bbox="399 100 1197 1041"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法律名</th> <th>事業内容</th> <th>特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震 対策</td> <td>地震防災対策特 別措置法 (H7)</td> <td>都道府県の「地震防災緊急事業五箇年 計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消 の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小 中学校、不特定多数者利用公的建造 物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川 管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施 設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井 戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷 者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策</td> <td>【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公 立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家 発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護 設備</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震 防災対策特別措 置法 (H14)</td> <td></td> <td>都道府県、市町村の「防災対策推進計 画」に基づく地震防災上緊急に整備す べき施設等の整備 ①～④・⑥・⑦は上と同じ ⑤に加え、津波防護施設の整備 ⑧石油コンビナート等特別防災区域の 公共空地</td> <td>財政上、金融上の配慮</td> </tr> <tr> <td>津波 対策</td> <td></td> <td>津波避難対策特別強化地域内の市町村 による「津波避難対策緊急事業計画」に 基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移動促進事業 ③要配慮者利用施設の移転</td> <td>【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る 国庫補助率の嵩上げ 【集団移動促進事業に係る特例措 置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対 処を上回る部分を補助対象</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法律名	事業内容	特例措置	地震 対策	地震防災対策特 別措置法 (H7)	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年 計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消 の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小 中学校、不特定多数者利用公的建造 物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川 管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施 設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井 戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷 者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策	【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公 立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家 発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護 設備	南海トラフ地震 防災対策特別措 置法 (H14)		都道府県、市町村の「防災対策推進計 画」に基づく地震防災上緊急に整備す べき施設等の整備 ①～④・⑥・⑦は上と同じ ⑤に加え、津波防護施設の整備 ⑧石油コンビナート等特別防災区域の 公共空地	財政上、金融上の配慮	津波 対策		津波避難対策特別強化地域内の市町村 による「津波避難対策緊急事業計画」に 基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移動促進事業 ③要配慮者利用施設の移転	【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る 国庫補助率の嵩上げ 【集団移動促進事業に係る特例措 置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対 処を上回る部分を補助対象
区分	法律名	事業内容	特例措置															
地震 対策	地震防災対策特 別措置法 (H7)	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年 計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消 の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小 中学校、不特定多数者利用公的建造 物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川 管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施 設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井 戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷 者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策	【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公 立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家 発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護 設備															
南海トラフ地震 防災対策特別措 置法 (H14)		都道府県、市町村の「防災対策推進計 画」に基づく地震防災上緊急に整備す べき施設等の整備 ①～④・⑥・⑦は上と同じ ⑤に加え、津波防護施設の整備 ⑧石油コンビナート等特別防災区域の 公共空地	財政上、金融上の配慮															
津波 対策		津波避難対策特別強化地域内の市町村 による「津波避難対策緊急事業計画」に 基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移動促進事業 ③要配慮者利用施設の移転	【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る 国庫補助率の嵩上げ 【集団移動促進事業に係る特例措 置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対 処を上回る部分を補助対象															

現 行		改訂案 (主なもの)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法等による協議等の際の配慮 ・施設除却に地方債充当 	
津波対策推進法 (H23)	津波対策推進法、市町村による津波避難施設等の整備	財政上・税制上の措置の検討	
津波防災地域づくり法 (H23)	市町村の「津波防災地域づくり推進計画」に基づく事業 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設等の整備 ・市街地整備改善の事業 ・津波避難確保施設の整備・管理 ・集団移転事業 ・地籍調査の実施 ・津波防災地域づくりのための民間活用の活用 ・市町村又は市町村による津波防護施設の管理	【推進計画区域内の特例】 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の申出換地の特例 (津波防災住宅等建設区の創設) ・津波災害警戒区域内の津波避難施設の容積率規制の緩和 ・都道府県が集団移転促進事業計画の策定主体になることも可 ・都道府県が津波防護新設・改良に要する経費の補助	

Ⅲ 災害への対応

1 初動シナリオ

45

(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応
 南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震が突発的に発生した場合の対策に万全を期す必要があるが、南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性がある現象が発生した場合の対応は以下のとおりである。

① 気象庁による情報発表

南海トラフ沿いで M6.8 程度以上の地震が発生する等の異常な現象が観測された場合、最短期 30 分後に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表される。

その後、気象庁に開設した南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえて、最短期 2 時間後に「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」、「南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)」の情報が発表される。

② 防災対応

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長 (内閣総理大臣) から、南海トラフ地震防災対策推進地域を有する都道府県知事及び市町村長に対し、後発地震に対する警戒措置をとるべき旨が指示される。

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の発表があったときは、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の国民に対して、後発地震に対する注意措置をとるべき旨の呼びかけが行われる。

南海トラフ地震防災対策推進地域を有する構成員は、気象庁から発表さ

46

れた情報に応じ、国の指示等を踏まえて求められる対応をとる。
 広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。
 なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成28年3月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を今後改訂していく。

発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
異常現象	半割れケース	一部割れケース
求められる対応	巨大地震警戒対応 (一週間)	巨大地震注意対応 (一週間)
広域連合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事前避難対象地域(※)の住民は避難 高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難 日頃からの地震への備えを再確認する (一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。)	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 必要に応じて自主的に避難等
広域連合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 後発地震に備えた広域応援・受援体制の構築 事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ

※津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域。住民全員が避難する住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難を行う高齢者等事前避難対象地域がある。
 出典:「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月)」内閣府

現 行	改訂案(主なもの)
<p>③ 巨大地震警戒対応における避難方法 最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「避難準備・高齢者等避難開始」を、住民事前避難対象地域には「避難勧告」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。 事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。</p>	<p>③ 巨大地震警戒対応における避難方法 最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「避難準備・高齢者等避難開始」を、住民事前避難対象地域には「避難勧告」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。 事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。</p>
<p>2 応援・受援シナリオ 2-4 応援要員の派遣・受入調整 (1) 被災府県の対応 ① 応援要請 被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、応援府県又は広域連合に応援を要請する。また、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。</p>	<p>2 応援・受援シナリオ 2-4 応援要員の派遣・受入調整 (1) 被災府県の対応 ① 応援要請 被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。 また、被災府県は、広域連合と調整し、必要に応じて被災市区町村応援職員確保システムにより被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。</p>
<p>② 応援職員の受け入れ 被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う。</p>	<p>② 応援職員の受け入れ 被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う。</p>
<p>③ 被災市町村への派遣 被災府県は、被災市町村から情報収集のために職員を派遣する。 また、被災府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員の派遣調整を行い、適切に応援職員が配置されるよう調整する。</p>	<p>③ 被災市町村への派遣 被災府県は、情報収集のために被災市町村へ職員を派遣する。 また、被災府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員も含めて、適切に職員が配置されるよう調整する。</p>
<p>(2) 広域連合・応援府県の対応 ① 要員調整班の設置 広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策(支援)本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、全国知事会等との間で調整する。</p>	<p>(2) 広域連合・応援団体の対応 ① 要員調整班の設置 広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策(支援)本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、全国知事会等との間で調整する。</p>
<p>② 応援要員の派遣調整 被災府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら</p>	<p>② 応援要員の派遣調整 被災府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら</p>

ページ	現 行	改訂案(主なもの)																								
65	<p>必要と判断した場合には、要員を派遣する。 また、広域連合は、被災府県が先の災害で職員を他圏域に派遣している場合は、当該職員を戻し、代替職員の派遣を全国知事会等に求める。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じて、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。 なお、この場合において、カウンタート方式により同一府県を応援する府県との連携・調整を優先する。</p> <p>④ 応援実績の報告 応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。</p>	<p>自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンタート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。 また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援団体は、自府県の又は同一被災団体を応援するカウンタート内のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保を要請する。 広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。 また、被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。</p> <p>④ 応援実績の報告 応援団体は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。 なお、カウンタート方式により同一被災団体を担当する応援団体が複数ある場合は、幹事府県が派遣実績をとりまとめ、広域連合に報告する。</p>																								
66	<p>2-5 被災者の支援 <被災者の生活状況の変化と必要な対応></p> <table border="1" data-bbox="861 2161 1276 2228"> <thead> <tr> <th>前</th> <th>生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所期</td> <td>1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所期</td> <td>被災直後の一時的な生活空間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	避難所期	1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意	(略)	(略)	避難所期	被災直後の一時的な生活空間			<p>2-5 被災者の支援 <被災者の生活状況の変化と必要な対応></p> <table border="1" data-bbox="861 2161 1276 2228"> <thead> <tr> <th>前</th> <th>生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所期</td> <td>1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所期</td> <td>被災直後の一時的な生活空間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	避難所期	1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意	(略)	(略)	避難所期	被災直後の一時的な生活空間		
前	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応																							
避難所期	1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意	(略)	(略)																							
避難所期	被災直後の一時的な生活空間																									
前	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応																							
避難所期	1 避難所の運営 ・被災市区町村職員の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定された避難(車中泊)の存在に留意	(略)	(略)																							
避難所期	被災直後の一時的な生活空間																									
72	<p>2-7 ボランティアの活動促進 (1) 被災府県の対応 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティア</p>	<p>2-7 ボランティアの活動促進 (1) 被災構成府県の対応 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災構成府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティア</p>																								

センターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。
 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業、生活協同組合及び全国ボランティアの連携に努める。
 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかわる広報やボランティア資機材の需給調整等を行う。
 なお、ボランティアの安全管理の徹底に十分留意する。

73 2-7 帰宅困難者への支援

公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。
 広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。

<帰宅困難者への対応>

発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定 出定 者のさ れる 行	ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）		
対必 要と され る	駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害時帰宅支援ステーション等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者による支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請 ○ 帰宅支援		

(1) 被災府県の対応

① メッセージの発出

被災府県は、帰宅困難者や観光客に対して、無理に帰宅をせず、落ち着いた対応を求めるメッセージの発出をホームページやプレスリリースを通じて行う。

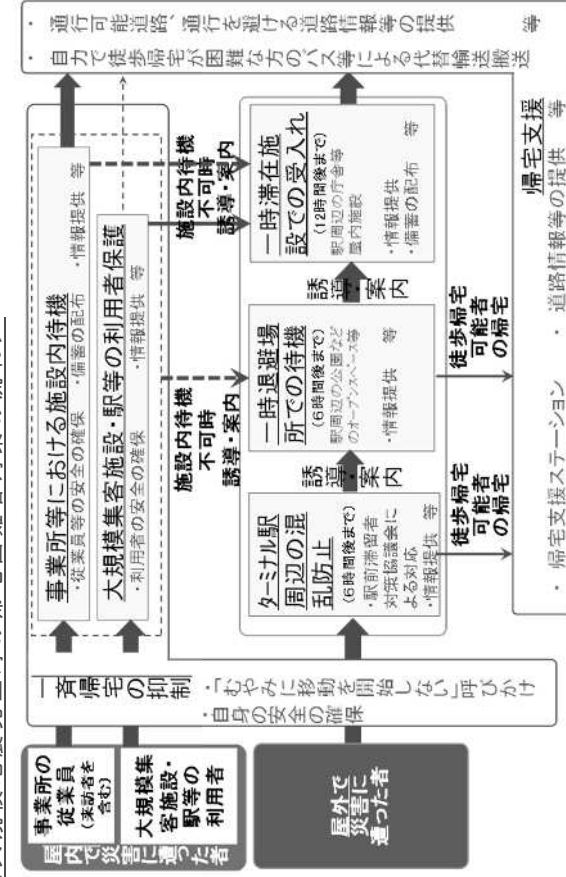
② 交通情報等の提供

アセクターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。
 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、企業、生活協同組合、全国ボランティアの連携に努める。
 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかわる広報やボランティア資機材の確保等を行う。
 なお、ボランティアの安全管理の徹底に十分留意する。

2-8 帰宅困難者への支援

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止すると、都心部において多数の帰宅困難者等が発生する。
 発災直後から帰宅困難者が解消するまでの一連の対策を示すと以下のとおりである。

<大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>



(1) 一斉帰宅の抑制

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNSやホームページ、プレスリリースを用いて、発災時間帯別にとるべき行動やむやみに移動を開始せず、落ち着いた行動をとるよう呼びかける。

(2) ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所、一時滞在施設の確保

ページ	現 行	改訂案 (主なもの)
74	<p>被災府県は、交通情報等について、可能な範囲でホームページを通じて情報提供を行うよう努める。</p> <p>③ 災害時帰宅支援ステーションの展開 被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づき、帰宅支援ステーション協定事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。</p> <p>④ ホテル・旅館業者等に対する観光客への情報提供の要請等 被災府県は、管内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらには可能な場合には一時受け入れを要請する。 また、被災府県は、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアに翻訳等の協力を要請する。</p> <p>(2) 広域連合の対応 広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。</p>	<p>被災府県は、市町村と連携し、「駅前滞留者対策協議会」の「地域の行動ルール」に基づき、ターミナル駅周辺等の混乱を防止する。また、広域連合及び構成団体は、行き場のない滞留者が避難所等に立ち寄った場合には、一時退避場所、一時滞在施設の開設に関する情報を提供するなど、支援協力を市町村へ呼びかける。さらに、構成府県は市町村と連携し、防災活動に必要な情報の提供や滞留者の避難・誘導を行うための防災資機材の整備などを行う。</p> <p>(3) 帰宅支援 構成団体は、「災害における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、協定締結事業者に支援の協力要請を行う。広域連合は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況を協定締結事業者などから収集し、構成団体及び徒歩帰宅者へ情報を提供する。</p> <p>(4) 帰宅困難者等への情報提供 広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報提供を行う。 外国人観光客に対しては、多言語による災害情報の発信や交通機関の運行情報の発信等を行う。</p>
75	<p>2-8 広域的な災害廃棄物処理の調整 災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、広域連合は、運搬・処分・活用等について、必要に応じ構成団体間の調整を行う。</p> <p>(1) 被災府県の対応 ① 被災市町村の支援 災害により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村又は市町村間の連携のみでは処理することが困難な場合は、被災府県は市町村のニーズに応じて必要な支援を行う。また、市町村から事務委託の要請を受けた場合は、被災府県が市町村に代わって災害廃棄物を処理する。</p> <p>② 応援要請 被災府県は、自府県で対応ができない場合、広域連合に対して、災害廃棄物の撤去・処分等の支援を要請する。</p> <p>(2) 広域連合の対応 広域連合は、被災府県に協力して、災害廃棄物の処分、輸送手段の確保、再資源化について、必要に応じて、構成団体・連携県間の調整を行う。</p> <p>① 処分 災害廃棄物の仮置き場及び最終処分場の場所等</p> <p>② 輸送手段 運搬車両等の輸送手段</p>	<p>2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整 被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置き場、仮置き場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熟供給等の拠点としての活用にも努める。 被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力要請を行う。</p>

③ 再資源化
地盤嵩上げ、防潮堤整備などの土木資材としての活用等

80 81 応急対応期オペレーションマップ(1)

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県	他道県等	国・国出先機関	広域実動機関 (消防・警察・自衛隊・海上保安庁)
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供	○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ	(略)	(略)	(略)

80 81 応急対応期オペレーションマップ(1)

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県	他道県等	国・国出先機関	広域実動機関 (消防・警察・自衛隊・海上保安庁)
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否とその他復旧のために必要となる情報の提供 ○必要に応じて、ライフラインの迅速な復旧を要請	○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ ○必要に応じて、ライフラインの迅速な復旧を要請	(略)	(略)	(略)

P	現 行	改訂案（主なもの）
24	<p>II 災害への備え（平時からの対策）</p> <p>1 関係機関との連携の強化</p>	<p>II 災害への備え（平時からの対策）</p> <p>1 関係機関との連携の強化</p> <p>(4) 大規模氾濫減災協議会との連携</p> <p>平成29年6月改正水防法より、洪水予報河川又は水位周知河川ごとに多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的・一体的に推進していくため、国や府県は大規模氾濫減災協議会を組織するものとされた。</p> <p>広域連合及び構成府県は、大規模氾濫減災協議会と連携し、多様な関係機関の参画による洪水被害の軽減を総合的・一体的に推進する。</p>
26	<p>(7) 企業・ボランティア等との連携</p>	<p>(7) 広域応援制度の調整主体との連携</p> <p>平成30年3月、総務省により全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されるなど、カウンタート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。</p> <p>広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。</p>
27	<p>(7) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>② ボランティア・NPO等との連携</p> <p>被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、平時から管内の社会福祉協議会、ボランティア・NPOとの連携体制を整備する。</p>	<p>(9) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>② ボランティア・NPOとの連携</p> <p>被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO、中間支援組織との連携体制を整備するとともに、平常時の登録、災害時の活動調整、被災者ニーズ等の情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、構成団体は、市町村がNPOや社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、連やかに広報・周知できるように支援に努める。</p>
28	<p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p> <p>① 緊急物資円滑供給システムの構築</p>	<p>③ 企業防災の推進</p> <p>構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。</p> <p>広域連合は、各構成団体と連携し、企業等のBCPの策定を支援する。</p> <p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p> <p>構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>① 緊急物資円滑供給システムの運用</p>
29	<p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p> <p>① 緊急物資円滑供給システムの構築</p>	<p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p> <p>構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>① 緊急物資円滑供給システムの運用</p>

広域連合では、災害発生時に物資に係る応援・受援を円滑に行うため、物資の集積・配送に係る事務の内容・手順等を定める「大規模広域広域災害における物資集積・配送マニュアル」を平成24年度に策定した。

今後は、これを踏まえ、民間物流事業者の営業倉庫や物流ノウハウを最大限活用するとともに、民間物流倉庫と連携した関西の広域防災拠点のネットワーク化を進めることにより、大規模広域災害発生時における緊急物資の円滑供給システムを構築していく必要がある。

また、輸送手段の確保については、物資に加え、応援要員や避難者等の緊急輸送にも備えて、バス・トラック事業者のほか海運・航空事業者、自衛隊、海上保安庁等の関係機関の協力を得て、陸・海・空による多様な輸送手段を確保するよう努める。

なお、輸送経路の確保については、広域的な交通ネットワークの確立や緊急輸送道路の整備を図る必要があるが、国土交通省等にも働きかけつつ、これらの計画的な整備を推進する。

② 備蓄計画の策定

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西圏域全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づき流通備蓄の活用等を検討する。

広域連合は、大規模広域災害発生時ににおいて、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国からの支援物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。

併せて、関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に緊急物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊及び海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

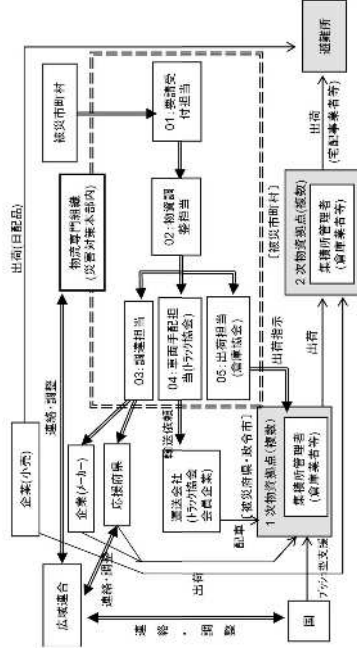
緊急物資円滑供給システムの概要

民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み

- 被災自治体の災害対策本部事務局内に、民間のノウハウを活用した物流専門組織を設置
- 物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。
- チェーン外の活用により、担当ごとの業務を定型化するとともに、事務の進行管理を円滑に実施
- 物資拠点は、物流事業者に運営を委託
- 弁当等の日配品については、各拠点を経由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築

・ 避難所までの配送は、宅配業者等に委託

＜体制図（被災府県）＞



② 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定

広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。

広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）を選定

P	現 行	改訂案 (主なもの)
	<p>(5) 広域避難体制の整備 大規模広域災害発生時には、広域で多数の避難者が生じるため、被災市町村内、さらには被災府県内でも避難者を収容しきれない可能性がある。また、状況によっては、避難が長期化する可能性もあり、被災地においては、ライブラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態等により厳しい避難生活が長く続くことが想定される。 特に高潮災害や主要水系の洪水氾濫の影響を受けやすい海抜ゼロメートル地帯など、大規模な浸水被害の発生により避難が必要になると考えられる地域においては、構成団体は、発生しうる避難者数を具体的に推定し、その円滑な避難が可能となるよう、管内市町村及び広域連合と協力して広域避難の実施体制を整備するよう努める。 広域連合及び構成団体は、避難先の確保とともに、避難先において避難者に対する情報提供や支援が確実に実行されるよう関係機関と連携して受入体制を整備する。</p>	<p>し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点(0次拠点)運用マニュアル」を作成した。 広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</p> <p>(5) 広域避難体制の整備 大規模広域災害発生時には、広域で多数の避難者が生じ、被災府県内でも避難者を収容しきれず避難も長期化する可能性があることから、海抜ゼロメートル地帯など、大規模な浸水被害の発生により避難が必要になると考えられる。 このような地域においては、構成団体は、発生しうる避難者数を具体的に推定し、その円滑な避難が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会の場を活用して、隣接市町村等への広域避難体制の構築を図るとともに、他の構成団体及び広域連合と協力して府県を越えた広域避難の実施体制を整備するよう努める。 広域連合及び構成団体は、避難先の確保とともに、避難先において避難者に対する情報提供や支援が確実に実行されるよう大規模氾濫減災協議会等の関係機関と連携して受入体制を整備する。</p>
31	<p>(6) 事前対応計画(タイムライン)の検討 大阪湾沿岸の海抜ゼロメートル地帯で高潮等による甚大な被害を未然に防止するためには、今後の気象の推移を予測し、被害が発生することを前提に、数日前から、水門等重要施設の巡視・点検、地下鉄など交通機関の運休等の安全確保措置や事前の広域避難等の対応をあらかじめ系列で横断的にプログラム化する事前対応計画(タイムライン)の策定が有効である。 事前対応計画(タイムライン)を策定すれば、関係機関の連携が容易になるほか、事後の検証にも活用でき、災害対応の改善につなげることも期待できる。 広域連合及び構成団体は、これまでの風水害への対応の経験と教訓を踏まえ、市町村及び関係機関と連携し、大規模な高潮災害や主要水系の洪水氾濫等の具体的な被害想定に基づき事前対応計画の導入を検討する。</p>	<p>(6) 事前対応計画(タイムライン)の策定 平成27年12月の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、河川管理者と市町村等が協力して、避難勧告等の発令に着目した事前の行動計画であるタイムラインの策定が進められている。国管理河川の沿岸市町村では、平成29年6月までに作成が完了し、都道府県管理河川では協議会を活用し、令和3年度までに作成するものとされた。また、同ビジョンでは、河川管理者、市町村、気象台等に加え、公共交通機関やマスコミを含む様々な関係者による多様な防災行動を対象とした多機関連携型タイムラインを作成することとされている。なお、タイムラインの作成にあたっては、地域住民の避難行動が円滑に実施されるよう、地域コミュニティの参画にも留意する必要がある。 ・広域連合及び構成府県は、洪水予報河川や水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織し、水害対応タイムラインの作成・点検等について協議し、大規模氾濫に対する減災対策を推進する。 ・港湾においても、構成団体は、国と連携し、フェーズ別高潮・暴風対応計画を策定し、高潮・暴風に対する減災対策を推進する。</p>
	32	<p>(9) 医療活動体制の整備 ① 救急医療提供体制の整備 構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等の整備に努める。また、被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品</p>

P	現 行	改訂案 (主なもの)
		<p>等の確保・供給体制を整備する。</p> <p>広域連合及び構成府県は、被災地において、DMAT活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。</p> <p>また、広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。</p> <p>広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>② 医療機関における災害対応体制の整備</p> <p>構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。</p> <p>また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。</p> <p>(10) 保健医療活動体制の整備</p> <p>平成28年熊本地震における対応で、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に課題があったことを踏まえ、被災府県は、災害時の被災地内の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部を設置することとされた。</p> <p>構成府県は、保健医療調整本部の体制を整備するとともに、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。</p> <p>構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。</p> <p>(11) 災害廃棄物処理対策</p> <p>環境省では、大規模災害時の災害廃棄物処理対策について、国が中心となつて発災前から地域ブロック単位で、民間事業者を含む関係者の連携・協力体制を構築するとともに、発災後には、被災の状況に即した処理方針を遅滞なく示して関係者と連携した対策を実行するという基本的な考え方を取りまとめた。これを受けて、平成27年8月に廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正された。</p> <p>改正廃棄物処理法では、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携・協力の責務を明確化するとともに、法改正を受けて廃棄物処理法基本方針では、地方公共団体は国の災害廃棄物対策指針を踏えて、災害廃棄物処理計画を策定することとが明記された。改正災害対策基本法では、大規模災害発生時に環境大臣が「指定災害廃棄物処理指針」を策定・公表することと、また、特定の大規模災害の被災市町村に対して、災害廃棄物の処理を代行することができるとこととされた。</p>

P	現 行	改訂案 (主なもの)
35	<p>3 風水害に強い地域づくり</p> <p>(2) 風水害に強い地域づくりの取組</p> <p>① 河川等対策</p> <p>ア 河川対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・(省略) ・(省略) 	<p>・構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第 252 条の 14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。</p> <p>・市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせることにより、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。</p>
25	<p>3 風水害に強い地域づくり</p> <p>(2) 風水害に強い地域づくりの取組</p> <p>① 河川等対策</p> <p>ア 河川対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・構成府県は、バックウォーター現象*等により水位上昇のリスクがある本川と支川の合流部等での堤防の強化や排水能力の増強に努める。 <p>※バックウォーター現象：本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる現象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、人命被害リスクの高い区域での樹木伐採、河道掘削等の保全対策に努める。 ・構成団体は、ダムの容量や放流能力を増大させるためのダム再生、下流河川の改修等を行い、洪水調節機能を強化する。 ・構成府県は、浸水深が深い地区等において、市町が応急的な待避場所を確保する場合、工事残土の活用等による高台の確保に向けた調整を行う。 <p>・(省略)</p> <p><ソフト対策></p> <p>○浸水想定区域図の作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村に通知する。また、構成府県は、市町村が行うハザードマップの作成・周知を図る。 ・構成府県は、洪水予報河川等以外の河川についても、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を進めるとともに、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。 ・市町村は、平成 29 年 6 月の水防法改正により、洪水予報河川等に指定されない中小河川について、過去の降雨に基づく浸水実績等の把握に努め、 	<p>・構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第 252 条の 14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。</p> <p>・市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせることにより、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。</p>
36	<p>・(省略)</p> <p><ソフト対策></p> <p>○浸水想定区域図の作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、これら河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村長に通知する。 	<p>・(省略)</p> <p><ソフト対策></p> <p>○浸水想定区域図の作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村に通知する。また、構成府県は、市町村が行うハザードマップの作成・周知を図る。 ・構成府県は、洪水予報河川等以外の河川についても、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を進めるとともに、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。 ・市町村は、平成 29 年 6 月の水防法改正により、洪水予報河川等に指定されない中小河川について、過去の降雨に基づく浸水実績等の把握に努め、

P	現 行	改訂案 (主なもの)
37	<p>○ 既存ダムの治水機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、既存のダムの運用を見直し、利水容量や利水ダムの容量を一時的に治水機能向上のために活用し、ダム下流域における洪水被害の低減を図る。 <p>イ 内水及び都市浸水対策</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成政令市は内水ハザードマップを作成するとともに住民への周知を図る。構成府県は、市町村の内水ハザードマップ作成に対して技術的助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・(省略) 	<p>把握した場合には住民へ周知すると義務づけられたため、構成府県は必要な情報提供、助言等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域内で浸水の拡大抑制の効用がある輪中堤等の盛土構造物がある区域を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定できることとなったため、構成団体は指定に必要な情報提供、助言等を行う。 <p>○ 既存ダムの事前放流による治水機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、操作規則の変更等による既存のダムの運用を見直し、利水容量や利水ダムの容量を一時的に治水機能向上のために活用する事前放流を積極的に導入し、ダム下流域における洪水被害の低減を図る。 <p>イ 内水及び都市浸水対策</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、水位周知下水道について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした雨水出水浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水水深、浸水継続時間等を公表するとともに、構成府県においては、公表内容を市町村に通知する。また、市町村の内水ハザードマップ作成に対して技術的助言を行う。 ・(省略) ・構成団体は、発災後における下水道施設の維持修繕に備えて、民間事業者等と災害時維持修繕協定を締結しておく。 ・浸水被害対策区域における浸水被害の軽減を推進するため、構成団体は、民間雨水貯留施設の協定管理制度を活用するなど官民連携の取組を進める。 ・(省略)
38	<p>○ 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p><ハード対策></p> <p>○ 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。 <p>○ 地すべり等防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、地すべり防止区域等における地すべり防止施設等の整備を行う。 <p>イ 土砂災害対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) 	<p>② 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p><ハード対策></p> <p>○ 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。 ・構成団体は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。 <p>イ 土砂災害対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・構成団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、透
39	<p>○ 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p><ハード対策></p> <p>○ 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。 <p>○ 地すべり等防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、地すべり防止区域等における地すべり防止施設等の整備を行う。 <p>イ 土砂災害対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) 	<p>② 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p><ハード対策></p> <p>○ 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。 ・構成団体は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。 <p>イ 土砂災害対策</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・構成団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、透

P	現 行	改訂案 (主なもの)
42	<p>③ 海の対策 (高潮・波浪災害対策)</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・構成団体は、高潮浸水想定区域図を作成し、市町村ハザードマップに反映する。その際、施設の整備水準を超える規模の高潮の発生、高潮と洪水の同時生起や大規模地震直後の高潮等の複合災害、老朽化による施設の機能不全など、防護施設が機能しない不測の事態も可能な範囲で想定するよう努める。 	<p>過型砂防えん堤の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防えん堤及び遊砂地等の整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体は、代替性のない避難所及び避難路や、被災した場合に重大な影響を与える重要インフラを保全する砂防えん堤等の整備に努める。 ・構成団体は、被災のおおれが高く、地域への影響の大きな石積えん堤について優先的に対策を講じる。 <p>③ 海の対策 (高潮・波浪災害対策)</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・構成団体は、想定しうる最大規模の高潮を前提とした高潮浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村に通知する。また、構成府県は、市町村が行うハザードマップの作成・周知を支援する。 ・構成団体 (港湾管理者・海岸管理者) は、関係機関と連携し、港湾施設等への浸水やコンテナの倒壊・流出等による被害を軽減・防止するため、フェーズ別対応計画を策定し、事前防災行動の実施体制を充実する。 <p>④ その他の対策 (暴風対策)</p> <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風による停電等のライフライン障害からの早期復旧を実現するため、広域連合及び構成団体は、事業者からの正確な被害・復旧見通しの情報提供を受けるとともに、事業者の復旧作業の迅速化に向けた協力・連携体制を構築する。 ・飛来物による住宅等の被害の軽減・防止のため、構成団体は、住民等に対して、屋根や外壁等の点検補修や飛ばされそうなものの収納や固定など、暴風に備えた対策を行うよう呼びかける。
49	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p>	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p> <p>④ 警報の危険度分布</p> <p>雨量よりも災害発生との相関が高い指数を用いて、その指数が過去の災害から設定した基準に到達する状況によって数時間先までの災害発生の危険度を5段階で色分けし、地図上に表示したものを。</p> <p>平成25年6月の土砂災害警戒判定メッシュ情報 (大雨警報 (土砂災害) 危険度分布) に続いて、平成29年7月に大雨警報 (浸水害) ・洪水警報の危険度分布の提供が開始された。</p> <p>この危険度分布を確認することで、どの地域で災害発生危険度が高まっているのか明確になった。また、災害発生との相関が高い指数を警報の発表基準に導入することで、不要な警報の発表が回避できるようになり、警報の制度改善も図られた。</p>

P	現 行	改訂案 (主なもの)
50	<p>(2) 特別警報の導入と運用改善 平成25年度の気象業務法の改正により、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に特別警報が発せられることとなり(H25.8.30施行)、平成25年9月15,16日の台風第18号の際に福井、滋賀、京都3府県に全国で初めて特別警報(大雨特別警報)が発せられた。 大雨特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる降雨が予想される場合に発せられる。しかし、平成25年10月15,16日の台風第26号の際は、府県程度の広がりが見られなかったため、記録的豪雨により大規模な土砂災害が発生した伊豆大島(東京都)には発表されなかつた。 今後、島嶼部において特別警報級の警戒が必要と判断されるときは、気象庁から市町村長に直接電話連絡することとなり、連絡体制が整備されることとなった。</p>	<p>令和元年6月には、避難勧告等の対象エリアの絞り込みで使用し易くするため、大雨警報(土砂災害)の危険度分布が5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化された。また、同年7月からは、危険度分布が示す危険度の高まりが確実に伝わるよう、市町村等希望者向けに通知サービスが開始された。</p> <p>⑤ 大雨特別警報の精度向上 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表され、気象庁として最大限の危機感・切迫感を伝達するものとして導入され、当初は府県単位で発表されていたが、平成29年7月に、危険度分布を活用して、重大な災害発生時の危険度が極めて高い市町村に絞り込んで発表するように改善された。 (省略) また、重大な災害発生時の蓋然性が高まった場合や局所的な現象の場合でもより適切な発表ができるよう、平成20年から平成29年にかけて、指標を雨量等から土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数に変更するとともに、格子間隔を5kmから1kmに精緻化した。</p>
51	<p>(3) ハザードマップの作成・充実支援 ハザードマップは、住民が安全確保行動を取る上で不可欠であるため、未作成の市町村は早急に作成を行う必要があり、作成済みの市町村にあっても、河川氾濫だけでなく内水氾濫の危険性も盛り込んだマップに修正する等充実を図る必要がある。 構成府県は、市町村がハザードマップの作成・充実に取り組みよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>【各種ハザードマップ】 (省略)</p> <p>(4) 市町村による避難勧告等の実効性の向上促進 ① 避難勧告等発令支援情報の伝達 市町村は、避難勧告・指示を行う場合や屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合は、国土交通省、気象庁、府県等に助言を求めることとができる。 構成府県は、市町村から助言を求められた場合には、必要な助言を行うほか、避難が困難になる前に、円滑な避難が実施されるよう避難の準備段階からの段</p>	<p>(2) ハザードマップの作成・充実支援 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村は、浸水想定区域図に洪水予報及び土砂災害警戒情報等の伝達方法、避難場所・避難経路その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知することとされている。 ハザードマップは、住民が安全確保行動を取る上で不可欠であるため、未作成の市町村は早急に作成を行う必要がある。 また、平成27年5月の水防法改正により、洪水の浸水想定区域が想定最大規模の降雨を前提としたものに拡充されたことにより、ハザードマップの見直しが必要となった。さらに、内水・高潮についても想定最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域の指定が導入されたことに伴い、これらに対応したハザードマップの作成が義務づけられた。 構成府県は、電子データや他府県市町村の優良事例を提供するなどして、市町村におけるハザードマップの作成・見直しを支援する。</p> <p>(3) 市町村による避難勧告等の実効性の向上促進 ① 住民の避難行動の原則 平成30年7月豪雨では、記録的な豪雨となる中、自治体から避難勧告等の避難行動を促す情報が出ていたものの、自宅に留まる等により多くの方が亡くなった。これを踏まえて、行政主導の取組では災害を防ぎきれないことから、住民主体の取組に改善することにより、防災対策を強化するという方向性が打ち出された。</p>

階的な警戒情報の伝達など、避難勧告・指示等の判断に有効な情報が市町村に
 確実に伝達される仕組みを整備しておく。
 また、避難準備情報は、流域上流の気象観測情報及び警報・予報や河川水位
 情報等の広域的な情報に基づいて発令の判断をすることが多いため、それらの
 情報を有する構成府県は、国土交通省、気象庁等と連携して、適切な時期に発
 令の判断ができるよう伝達する。

【市町村長の避難に関する権限等】

類型	内容	根拠条文等
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第63条<罰則あり>
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるための行為	災害対策基本法 第60条<罰則なし>
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めたは促す行為	災害対策基本法 第56条<罰則なし>
避難準備情報	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	地域防災計画等
自主避難の呼びかけ	(各市町村において独自に行っているもの)	

・住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令前であっても行政が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難するべきであり、このため、平時から自分の逃げるタイミングを考えておくことが重要である。

・構成団体は、そのような住民の意識の醸成とともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知を行う。

・住民主体の取組を推進するためには、住民個人の取組のみならず地域コミュニティを中心とした取組が有効であることから、広域連合及び構成団体は、地域コミュニティの主体的な避難の取組を推進する。

② 住民の適切な避難行動

ア 避難行動の意味

平成25年の災害対策基本法の改正前までは、避難行動は公的施設への立ち退き避難が一般的であったが、改正後は、命を守るためにとる行動として、指定緊急避難場所への立ち退き避難、近隣の安全な場所への立ち退き避難、屋内安全確保行動のすべての行動が避難行動とされている。

避難行動の実施を最終的に判断し、その結果に最終的な責任を持つのは、個々の住民である。災害発生時は、住民自らが、各人の置かれた状況を踏まえ、状況に即した適切な避難行動を選択して行わなければならない。大型台風接近時には、不要不急の外出を控え、身を守る行動をとることも重要である。

住民は、避難勧告等が発令されたときは、あらかじめ考えておいた災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。その際、避難の移動途上で被災するおそれがあり、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険であると判断した場合には、近隣の安全な場所への移動を行う。さらに、近隣の安全な場所への避難すら危険であると判断した場合には、屋内安全確保を行う。

<避難行動の分類>

定義	区分	具体的な行動例
立ち退き避難	指定された場所への避難	指定緊急避難場所への移動
	近隣の安全な場所への避難	(自宅等から移動しての)安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等) 近隣の高い建物等への移動 緊急的な待避場所への移動
屋内安全確保	屋内に留まる安全確保	自宅等の居場所や安全を確保できる場所での待避 屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

【参考 車での避難に内在する危険性】

車での避難中に命を落とす例が多数発生しており、注意が必要である。例えば、浸水しているアンダーパスで動けなくなると、川沿いの道路で川に転落する事例、渋滞が発生し円滑に避難できなくなった事例などがある。

一般的に、浸水深が30cm以上では車の走行が困難となり、50cm以上では車が浮いたり、パワーウインドウ車では車内に閉じ込められたりするなど、避難時の車の使用は危険である。また、車での避難時には、事故や緊急車両の通行の妨げ及び走行時に発生する波による歩行避難者への影響など、車の使用に起因する周辺への危険性も十分考えられる。

(出典) 国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4)を元に作成

イ 避難勧告等が住民に求める行動

避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難に時間がかかる要配慮者とその支援者は立退き避難するが、その他の者も立退き避難の準備を整えるとともに、防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することが望ましい。

特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや、土砂災害警戒区域等の居住者は、要配慮者以外の者も、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難することが望ましい。

避難勧告の発令により、住民全員が指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。

＜避難勧告等による立退き避難が必要な居住者等に求める行動＞
(省略)

③ 防災情報の効果的な伝え方

広域連合及び構成団体は、警戒レベルなどの避難情報について、住民への丁寧な広報に努める。

ア 警戒レベルの運用

災害発生時には、様々な防災情報が発信されているが、難解で住民避難につながる状況であったことから、住民が情報の意味を直感的に理解できるように「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、令和元年5月29日以降、順次警戒レベルの運用が開始された。これにより、避難情報や防災気象情報が5段階に分けた住民のとりべき行動に対応させて提供される。

警戒レベルでは、避難勧告も避難指示(緊急)も同じ警戒レベル4に位置付けられた。速やかに避難を促す情報は避難勧告を基本とすることを明確化し、避難指示(緊急)については、必ず発令されるのではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令するものとされた。

警戒レベル5は、すでに災害が発生し最大級に危険に迫っていることをわ

54 かりやすく伝え、避難の遅れを招くことを避けるため、災害発生情報とされ

＜警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達＞

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	
		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、被害を守るための緊急の行動をとる。	避難勧告等 ※1 避難勧告等 ※2 緊急の又はほぼ緊急の避難勧告等	水位情報が ある場合 気象条件情報 (※洪水等)
警戒レベル4	河川等の増水等により、河川の氾濫や浸水、土砂災害等の発生が懸念される。災害発生時の被害を軽減するための緊急の行動をとる。	避難勧告等 ※1 避難勧告等 ※2 緊急の又はほぼ緊急の避難勧告等	気象条件情報 (※洪水等)
警戒レベル3	河川等の増水等により、河川の氾濫や浸水、土砂災害等の発生が懸念される。災害発生時の被害を軽減するための緊急の行動をとる。	避難勧告等 ※1 避難勧告等 ※2 緊急の又はほぼ緊急の避難勧告等	気象条件情報 (※洪水等)
警戒レベル2	河川等の増水等により、河川の氾濫や浸水、土砂災害等の発生が懸念される。災害発生時の被害を軽減するための緊急の行動をとる。	避難勧告等 ※1 避難勧告等 ※2 緊急の又はほぼ緊急の避難勧告等	気象条件情報 (※洪水等)
警戒レベル1	河川等の増水等により、河川の氾濫や浸水、土砂災害等の発生が懸念される。災害発生時の被害を軽減するための緊急の行動をとる。	避難勧告等 ※1 避難勧告等 ※2 緊急の又はほぼ緊急の避難勧告等	気象条件情報 (※洪水等)

※市町村が発令する避難勧告等は市町村が発令したとしても発令されないことである。

④ 避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善

市町村は避難勧告等の避難情報について、その発令基準、発令対象区域を設定するとともに伝達方法を明確にしたシミュレーションを作成する。構成府県は、発令基準、発令対象区域の設定・見直しについて、必要な助言を行う。

ア 避難勧告等の発令基準・範囲の設定時の留意点

市町村は、具体的に分かりやすい発令基準を設定するとともに、住民の効果的な避難につなげるため、発令対象区域を限定して、具体的に設定することが必要である。

発令基準	発令対象区域
洪水等 洪水予報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。 洪水予報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難や屋内での安全確保措置が必要となる区域を示して勧告するのではなく、命を脅かす洪水等のおおむねの範囲をまとめて発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
土砂災害 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難勧告等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
高潮災害 高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想高潮位に応じた想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

② 避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善

既往歴を超える降雨の発生が増加していることから、発令基準策定済みの市町村においても、住民の適切な安全確保行動のために有効な発令を行えるよう発令基準の改善を図る必要がある。

内閣府では、平成 26 年 4 月に、新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の全面的な見直しを行い、新ガイドライン（案）として公表した。

新ガイドライン（案）では、市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要となる状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令することとした。また、避難勧告等の判断基準について、災害の種類ごとに設定の考え方をわかりやすく示すとともに、判断する情報を具体的に示した（図 4）。

構成府県は、国土交通省、気象庁等と連携し、市町村の発令基準の策定・改善を支援するため、この新ガイドライン（案）を踏まえ、市町村が判断しやすいよう、累積雨量や予測雨量等の具体的な数値を用いた基準設定に努めるとともに、夜間になる前の早い段階での発令基準や避難行動要支援者に関する発令基準を示すなど、地域の実情に即した具体的なモデル基準の策定に努める。また、土砂災害は、降雨後時間を置いて発生する場合もあり、避難勧告等の解除は慎重に行う必要があるため、市町村は避難勧告等の解除基準も合わせて策定するよう

イ 発令基準設定に当たっての構成府県の情報提供
 構成府県は、市町村が避難勧告等の発令に当たり考慮する河川状況や決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を市町村があらかじめ把握できよう、洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を情報提供しておく。
 構成府県は、市町村が土砂災害危険度の推移等が把握できるよう、土砂災害警戒情報を補足する情報として、危険度メッシュの時系列やスネークラインの表示を行うよう努める。
 構成府県は、市町村が予想最高潮位に応じた発令対象範囲をあらかじめ定め、ついでにおくことができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域についてあらかじめ情報提供しておくよう努める。
 ※スネークライン：60分間積算雨量と土壌雨量指数の状態を一定時間毎につないだ線のこと。スネークラインが土砂災害発生危険基準線を越えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示す。

なお、地形や河川の形状から河川両岸の避難勧告の発令時期が異なることはあり得るが、避難勧告等の発令に当たって河川両岸の住民に無用の混乱を招くことのないよう、府県が異なる場合も含め同じ流域内の市町村は、地形や河川の形状を適切に踏まえつつ、避難勧告等の発令基準の整合を図るよう努めるものとし、構成府県及び広域連合はその支援を行う。

③ 住民の適切な避難行動と効果的な情報伝達
 従来の避難行動は公的施設への立ち退き避難が一般的であったが、避難時の周囲の状況によっては、立ち退き避難は必ずしも適切ではなく、過去の災害では立ち退き避難する途中で被災した例もあった。
 平成25年の災害対策基本法の改正では、従来の立ち退き避難の勧告・実施に加えて、改善の策として屋内での待避その他避難のための安全確保措置の指示が導入された。また、同改正では、従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されていなかったことから、両者を区分して指定することとされた。
 避難行動の実施を最終的に判断し、その結果に最終的な責任を持つのは、個々の住民である。災害発生時は、住民自らが、各人の置かれた状況を踏まえ、状況に即した適切な避難行動を選択して行わなければならない。
 このため、住民は、避難開始時点で既に道路が冠水するなど避難することなく、自宅等での待避や2階以上の安全を確保できる高さへの移動を含めて避難行動を取る必要がある。

《避難行動の分類》

分類	定義	具体的な行動例
立ち退き避難	その場を立ち退いて近隣の安全な場所に移動する避難行動	指定避難場所への移動 (自宅等から移動しての)安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等) 近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	屋内に留まる安全確保	自宅等の居場所や安全を確保できる場所での待避 屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

市町村は、住民に対し、事態が切迫した場合には状況に応じた適切な避難行動を取るよう啓発に努めるとともに、気象情報等の動的情報とハザードマップ等の静的情報を結びつけた情報や、道路状況(浸水、土砂流出状況等)の情報の収集に努め、入手した情報を迅速・的確に住民に伝達することとする。
 広域連合は、構成府県及び連携し、関西圏域で広域的・統一的に普及啓発を図るべき事項について、関西圏域防災ポータルサイトでの情報発信を行う等により、関西圏域の市町村が住民等に対し効果的な情報提供を行うよう支援する。

P	現 行	改訂案 (主なもの)
60	<p>5 地域の防災体制の整備</p> <p>(1) 住民等の普及啓発</p> <p>① 住民の普及啓発 広域連合は、発災時の情報伝達方法や住民が自ら実践できる減災の取組など、関西圏域で共通の普及啓発を図るべき事項について、その発信力を生かした統一的な情報発信を行う等により、構成団体や市町村が行う普及啓発の取組を支援する。</p> <p>② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進 (省略)</p> <p>③ 学校等の風水害対応の支援 広域連合及び構成団体は、小中学校、幼稚園、保育所等における気象警報発表時の対応がより適切なものとなるよう、教育委員会等の関係機関と連携し、保護者への引渡しや学校での待機等の判断基準などを示すガイドラインの作成や市町村を通じて学校長等の判断を支援する情報提供のあり方について検討するよう努める。</p>	<p>5 地域の防災体制の整備</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>① 住民の普及啓発 構成団体は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らを守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>広域連合は、発災時の情報伝達方法や住民が自ら実践できる減災の取組など、関西圏域で共通の普及啓発を図るべき事項について、構成団体や市町村が行う普及啓発の取組を支援する。</p> <p>② 地域防災リーダーの育成 (省略)</p> <p>③ 防災教育の推進 構成団体は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災・減災教育の充実、防災に関する教材開発及び副読本活用の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>平成29年度から大規模氾濫減災協議会が教育委員会等と連携・協力し、学校における防災教育の充実に向け支援する取組が始まっている。</p> <p>構成団体は、大規模氾濫減災協議会等の関係機関と連携し、学校や地域における防災教育の充実に努める。</p> <p>④ 防災と福祉の連携 構成団体は、防災（防災・減災の実施機関）と福祉（ケアマネジャー等）の連携により、高齢者・障害者等の避難行動に対する理解の促進を図る。</p>
62	<p>(3) 地下街等の防災体制の整備 (省略)</p> <p>① 地下街等に関する情報共有 (省略)</p>	<p>(3) 円滑・迅速な避難確保等を要する施設における防災体制の整備</p> <p>① 地下街等の防災体制の整備 (省略)</p>
63	<p>・構成団体は、市町村と連携し、浸水時の建築物地下階への雨水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の利用者に周知を図る。</p> <p>・広域連合は、構成団体と連携し、関西圏域における主要な地下街等の分布・配置状況や浸水危険性など、防災体制の整備状況について情報共有を行う。</p> <p>② 避難確保・浸水防止体制の確立</p> <p>・地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保・浸水防止計画を作成し、これに基づき訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。</p> <p>・構成団体、市町村は、地下街等の所有者又は管理者による円滑な避難誘導等の検討を支援するとともに、地下鉄、地下街、ビル等が一体となった地下空間における組織間の連携方策について検討する。</p> <p>・(省略)</p>	<p>・(省略)</p> <p>・(省略)</p> <p>・地下街等の所有者又は管理者には、避難確保・浸水防止計画の作成、これに基づき訓練の実施、自衛水防組織の設置のいずれれもが義務となっている。</p> <p>・避難確保・浸水防止計画を作成する際は、接続ビル等（地下街等と連携する施設であつて、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</p> <p>・避難確保・浸水防止計画の作成にあたっては、地下街等の利用者は広域的な地域から来訪するため、地下街の存する地域の災害リスクを十分把握していないことがあることに留意する必要がある。</p> <p>・(省略)</p>

P	現 行	改訂案 (主なもの)																								
74	<p>・(省略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p>⑤ 要配慮者利用施設における防災体制の整備</p> <p>・(省略)</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>Ⅲ 災害発生時の対応</p> <p>2 災害発生直前の対応</p> <p>(3) 事前対応計画(タイムライン)による対応</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県及び市町村とも連携し、台風発生時等から災害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に対応すべき対応をプログラム化した事前対応計画(タイムライン)の導入を検討するとともに、タイムラインに基づく早期の災害対応を実施する。</p>	<p>・(省略)</p> <p>② 要配慮者利用施設等の防災体制の整備</p> <p>・(省略)</p> <p>・平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法改正より、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成と、これに基づく避難訓練の実施が義務化された。なお、水防法においては、自衛水防組織の設置が引き続き努力義務とされている。</p> <p>Ⅲ 災害発生時の対応</p> <p>2 災害発生直前の対応</p> <p>(3) 事前対応計画(タイムライン)による対応</p> <p>各構成団体において設置されている大規模氾濫減災協議会において、台風発生時等から災害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に対応すべき対応をプログラム化した「水害対応タイムライン」の作成、点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議が進められている。</p> <p>広域連合は、各構成府県と連携し、これらの取組を推進する。</p>																								
34	<p>3 応援・受援の実施</p>	<p>3 応援・受援の実施</p> <p>(3) 他ブロック等への応援要請</p> <p>広域連合と連携県での調整では支援が不十分な場合、他ブロックとの相互応援協定や総務省の被災市区町村応援職員確保システムの活用等により、応援要請を行う。</p>																								
76	<p>(7) 避難所の運営</p> <p><被災者の生活状況の変化と必要な対応></p> <table border="1" data-bbox="1029 1131 1332 2072"> <thead> <tr> <th>生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 前期 生活被災期間後の一時的な</td> <td>1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	1 前期 生活被災期間後の一時的な	1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意	(略)	3 (略)	(略)	(略)	4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意	(略)	(略)	<p>(7) 避難所の運営</p> <p><被災者の生活状況の変化と必要な対応></p> <table border="1" data-bbox="1029 100 1396 1041"> <thead> <tr> <th>生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 前期 生活被災期間後の一時的な</td> <td>1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	1 前期 生活被災期間後の一時的な	1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意	(略)	3 (略)	(略)	(略)	4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意	(略)	(略)
生活の状況	必要な対応	広域連合の対応																								
1 前期 生活被災期間後の一時的な	1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意	(略)																								
3 (略)	(略)	(略)																								
4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意	(略)	(略)																								
生活の状況	必要な対応	広域連合の対応																								
1 前期 生活被災期間後の一時的な	1 避難所の運営 ・被災市民が対応を求められ、在宅避難、指定された避難所(車中泊等)の存在に留意	(略)																								
3 (略)	(略)	(略)																								
4 避難所の運営 ・被災市民の自主運営の必要に留意	(略)	(略)																								
78	<p>(18) 社会基盤施設の緊急対策及び復旧</p> <p>① 公共土木施設等</p>																									

P	現 行	改訂案 (主なもの)
82	<p>(省略)</p> <p>② 水道 (省略)</p> <p>③ 下水道 (省略)</p> <p>④ 電気・ガス・通信 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活確保を図るため、停電、ガス停止及び電話不通に関する情報を収集するとともに、電気、ガス及び通信事業者へ迅速な復旧を要請する。</p> <p>(19) 災害廃棄物の処理 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、処理計画策定に係る応援要員の派遣や廃棄物の受入れ等の応援の受入れ等の応援・受援活動を行う。</p>	<p>(20) 社会基盤施設の緊急対策及び復旧</p> <p>① 公共土木施設等 (省略)</p> <p>② 水道 (省略)</p> <p>③ 下水道 (省略)</p> <p>④ 電気・ガス・通信 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活確保を図るため、<u>停電、ガス及び通信事業者への迅速な復旧を要請し、必要に応じて電気、ガス及び通信の迅速な復旧を支援する。</u></p> <p>(21) 災害廃棄物の処理 <u>被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。</u> <u>被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力を要請を行う。</u></p>

